

用語の説明

用語の説明

1 調査の概要

(1) 医療施設調査

ア 調査の目的

病院及び診療所(以下「医療施設」という。)について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

イ 調査の対象

- ・静態調査 調査時点で開設している全ての医療施設
- ・動態調査 医療法に基づく開設・廃止・変更等の届出を受理又は処分した医療施設

ウ 調査の時期

- ・静態調査 3年ごとの10月1日
- ・動態調査 毎月(10月1日から1年間(開設・変更等のあった都度))

(2) 病院報告

ア 調査の目的

本調査は、全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

イ 調査事項

- ・患者票 在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等
- ・従事者票 病院の医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の数

ウ 調査の時期

- ・患者票 毎月(1月から1年間)
- ※従事者票は平成29年から調査事項を3年毎に行われる医療施設静態調査に移行

(3) 医師・歯科医師・薬剤師調査

ア 調査の目的

本調査は、医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く。)等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

イ 調査の時期

2年ごとの12月31日現在

(4) 衛生行政報告例

ア 調査の目的、沿革

衛生行政報告例は、衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営の基礎資料を得ることを目的とする。

平成12年度より厚生省報告例(衛生関係)が廃止になり、衛生行政報告例として実施。平成14年1月より母体保護統計が衛生行政報告例に統合。

イ 報告の種類、事項

年度報、隔年報(就業医療関係者)

精神保健福祉関係、栄養関係、衛生検査関係、生活衛生関係、食品衛生関係、乳肉衛生関係、医療関係、薬事関係、母体保護関係、特定疾患(難病)関係、狂犬病予防関係

(5) 地域保健・健康増進事業報告の調査結果について

ア 調査の目的

地域保健・健康増進事業報告は、地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

イ 備考

平成11年度より地域保健事業報告と老人保健事業報告が統合され、地域保健・老人保健事業として実施された。平成20年度より老人保健法の改正に伴い、地域保健・健康増進事業報告として名称変更された。

ウ 調査結果

調査結果については、以下の「厚生労働省」ホームページ、または「政府統計の総合窓口(e-Stat)」から閲覧できる。

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/32-19.html>

2 ホームページによる統計資料閲覧

(1) 厚生統計の調査結果が閲覧可能なホームページ

政府統計の総合窓口(e-Stat) <http://www.e-stat.go.jp/>

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/>

(2) 沖縄県衛生統計年報が閲覧可能なホームページ

沖縄県保健部保健医療総務課 <https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/hokeniryo/toukei/vs/vs.html>

3 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目があり得ない場合	•
比率等が微少(0.05未満)の場合	0.0、0
減少数又は減少率を意味する場合	△

4 用語の説明

(1) 医療施設の種類

病 院	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するもの
一 般 診 療 所	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所(歯科医業のみは除く)であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの
歯 科 診 療 所	歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの

(2) 病院の種類

精 神 科 病 院	精神病床のみを有する病院
一 般 病 院	精神科病院以外の病院(平成10年までは伝染病院、平成24年までは結核療養所も除く。)

(3) 地域医療支援病院

他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院(「医療法」(昭和23年法律第205号)第4条)

(4) 医育機関

「学校教育法」(昭和22年法律第26号)において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究附属病院も含む。

(5) 病床の種類

精 神 病 床	精神疾患を有する者を入院させるための病床
感 染 症 病 床	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)に規定する一類感染症、二類感染症(結核を除く)、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床
結 核 病 床	結核の患者を入院させるための病床
療 養 病 床	病院の病床(精神病床、感染症病床、結核病床を除く)又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床
一 般 病 床	精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床
介 護 療 養 病 床	療養病床のうち、「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規程によりなおその効力を有するものとされた介護保険法」に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指定に係る病床

(6) 開設者の分類

大分類	小分類
国	厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、その他(国の機関)
公的医療機関	都道府県、市町村、地方独立行政法人、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会
社会保険関係団体	健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合
医療法人	医療法人
個人	個人
その他	公益法人、私立学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、その他法人

(7) 在院患者

病院の全病床及び診療所の療養病床に、毎日24時現在在院している患者をいう。

(8) 新入院患者、退院患者

毎月中における新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

(9) 外来患者

新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

(10) 1日平均在院患者数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数※}}$$

※年間日数365日(閏年の場合は366日)

(11) 1日平均外来患者数

令和元年は365日
平成30年は365日

$$\frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数※}}$$

(12) 病床利用率

$$\frac{\text{月間在院患者延数の1月～12月の合計}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1月～12月の合計}} \times 100$$

(13) 月末病床利用率

$$\frac{\text{月末在院患者数}}{\text{月末病床数}} \times 100$$

(14) 平均在院日数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

療養病床等については、次式による

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times \left(\begin{array}{cccc} \text{年間} & + & \text{同一医療機関内の} & + & \text{年間} & + & \text{同一医療機関内の} \\ \text{新入院} & & \text{他の病床から} & & \text{退院} & & \text{他の病床へ} \\ \text{患者数} & & \text{移された患者数} & & \text{患者数} & & \text{移された患者数} \end{array} \right)}$$

(15) 従事者

10月1日24時現在に在籍する者をいい、有する免許の種類等により計上している。

(16) 常勤換算

従事者について、その職務に従事した1週間の勤務時間(残業は除く)を、当該医療施設の通常の1週間の勤務時間で除した数。

$$\frac{\text{従事者の1週間の勤務時間(残業は除く)}}{\text{医療施設で定めている常勤者の1週間の勤務時間}}$$

5 利用上の注意

本年報に収録した各統計の出典は、厚生労働省の「医療施設調査」「病院報告」「医師・歯科医師・薬剤師調査」「衛生行政報告例」であり、これらの情報を本県で分類・集計・加工したものである。

(1) 数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(2) 人口10万対等比率算出のために用いた人口は、以下のとおりである。

なお、人口推計については、総務省、沖縄県がそれぞれに推計しているため、一致しないことがある。

	医療施設調査、病院報告	医師・歯科医師・薬剤師調査
都道府県単位	「人口推計(令和元年10月1日現在)」の総人口(出典:総務省統計局)	同左
市町村・保健所単位	「沖縄県推計人口(令和元年10月1日現在)」の総人口(出典:沖縄県統計課)	同左

(3) 平成25年4月1日に那覇市が中核市に移行したことに伴い、那覇市保健所が開設され、中央保健所が廃止された。保健所の管轄区域も変更されたため、那覇市保健所、南部保健所、中央保健所の年次推移の単純比較が難しい場合がある。

二次保健医療圏	保健所	保健所管轄市町村	
		平成24年3月31日まで	平成25年4月1日から
北部保健医療圏 (1市1町7村)	北部保健所	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	
中部保健医療圏 (3市3町5村)	中部保健所	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村	
南部保健医療圏 (5市5町6村)	中央保健所 ※	那覇市、浦添市、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町	(廃止)
	那覇市保健所 ※	—	那覇市
	南部保健所 ※	糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町	浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町
宮古保健医療圏 (1市1村)	宮古保健所	宮古島市、多良間村	
八重山保健医療圏 (1市2町)	八重山保健所	石垣市、竹富町、与那国町	

6 比率の算定に用いた人口

(1) 令和元年度

「人口推計(令和元年10月1日現在)」の総人口

(出典:総務省統計局)

(単位:千人)

都道府県	総人口		
	男女計	男	女
全 国	126,167	61,411	64,756
1 北海道	5,250	2,472	2,778
2 青森県	1,246	585	661
3 岩手県	1,227	592	635
4 宮城県	2,306	1,127	1,179
5 秋田県	966	454	512
6 山形県	1,078	520	558
7 福島県	1,846	914	931
8 茨城県	2,860	1,427	1,433
9 栃木県	1,934	964	970
10 群馬県	1,942	962	981
11 埼玉県	7,350	3,668	3,682
12 千葉県	6,259	3,105	3,155
13 東京都	13,921	6,846	7,075
14 神奈川県	9,198	4,585	4,613
15 新潟県	2,223	1,078	1,145
16 富山県	1,044	506	537
17 石川県	1,138	553	585
18 福井県	768	374	394
19 山梨県	811	397	414
20 長野県	2,049	1,000	1,049
21 岐阜県	1,987	964	1,022
22 静岡県	3,644	1,797	1,847
23 愛知県	7,552	3,780	3,773
24 三重県	1,781	870	911
25 滋賀県	1,414	699	715
26 京都府	2,583	1,234	1,349
27 大阪府	8,809	4,227	4,582
28 兵庫県	5,466	2,605	2,861
29 奈良県	1,330	626	704
30 和歌山県	925	435	490
31 鳥取県	556	266	290
32 島根県	674	326	349
33 岡山県	1,890	909	980
34 広島県	2,804	1,362	1,442
35 山口県	1,358	645	713
36 徳島県	728	347	381
37 香川県	956	464	492
38 愛媛県	1,339	634	705
39 高知県	698	329	369
40 福岡県	5,104	2,416	2,688
41 佐賀県	815	386	429
42 長崎県	1,327	624	702
43 熊本県	1,748	825	922
44 大分県	1,135	539	597
45 宮崎県	1,073	505	568
46 鹿児島県	1,602	753	849
47 沖縄県	1,453	715	738

「沖縄県推計人口(令和元年10月1日現在)」の総人口

(出典:沖縄県統計課)

(単位:人)

沖縄県 (保健所別)	総人口		
	男女計	男	女
沖 縄 県	1,454,184	715,205	738,979
北部医療圏/北部保健所	100,959	50,809	50,150
中部医療圏/中部保健所	508,429	249,388	259,041
南部医療圏	737,186	360,912	376,274
那覇市保健所	317,606	153,715	163,891
南部保健所	419,580	207,197	212,383
宮古医療圏/宮古保健所	53,289	26,507	26,782
八重山医療圏/八重山保健	54,321	27,589	26,732
1 名 護 市	62,725	31,172	31,553
2 国 頭 村	4,617	2,352	2,265
3 大 宜 味 村	2,915	1,521	1,394
4 東 村	1,613	878	735
5 今 帰 仁 村	9,262	4,707	4,555
6 本 部 町	13,140	6,684	6,456
7 伊 江 村	4,109	2,086	2,023
8 伊 平 屋 村	1,187	652	535
9 伊 是 名 村	1,391	757	634
10 宜 野 湾 市	98,093	47,680	50,413
11 沖 縄 市	141,462	68,676	72,786
12 う る ま 市	121,294	60,799	60,495
13 恩 納 村	10,940	5,561	5,379
14 宜 野 座 村	5,785	2,877	2,908
15 金 武 町	11,270	5,636	5,634
16 読 谷 村	39,628	19,460	20,168
17 嘉 手 納 町	13,471	6,492	6,979
18 北 谷 町	28,270	13,517	14,753
19 北 中 城 村	16,674	8,030	8,644
20 中 城 村	21,542	10,660	10,882
21 那 覇 市	317,606	153,715	163,891
22 浦 添 市	115,158	55,836	59,322
23 糸 満 市	60,546	30,506	30,040
24 豊 見 城 市	63,700	30,983	32,717
25 南 城 市	43,539	21,936	21,603
26 西 原 町	34,741	17,474	17,267
27 与 那 原 町	19,494	9,388	10,106
28 南 風 原 町	39,835	19,478	20,357
29 渡 嘉 敷 村	754	403	351
30 座 間 味 村	889	479	410
31 栗 国 村	709	412	297
32 渡 名 喜 村	401	266	135
33 南 大 東 村	1,305	755	550
34 北 大 東 村	621	387	234
35 久 米 島 町	7,317	3,889	3,428
36 八 重 瀬 町	30,571	15,005	15,566
37 宮 古 島 市	52,176	25,912	26,264
38 多 良 間 村	1,113	595	518
39 石 垣 市	48,132	24,123	24,009
40 竹 富 町	4,117	2,139	1,978
41 与 那 国 町	2,072	1,327	745

(1) 平成30年度

「人口推計(平成30年10月1日現在)」の総人口

(出典:総務省統計局)

(単位:千人)

都道府県	総人口		
	男女計	男	女
全 国	126,443	61,532	64,911
1 北海道	5,286	2,489	2,797
2 青森県	1,263	593	670
3 岩手県	1,241	598	643
4 宮城県	2,316	1,132	1,184
5 秋田県	981	461	520
6 山形県	1,090	526	565
7 福島県	1,864	923	941
8 茨城県	2,877	1,435	1,442
9 栃木県	1,946	969	977
10 群馬県	1,952	965	987
11 埼玉県	7,330	3,658	3,672
12 千葉県	6,255	3,105	3,150
13 東京都	13,822	6,802	7,020
14 神奈川県	9,177	4,576	4,601
15 新潟県	2,246	1,088	1,157
16 富山県	1,050	510	541
17 石川県	1,143	555	589
18 福井県	774	376	398
19 山梨県	817	400	417
20 長野県	2,063	1,006	1,057
21 岐阜県	1,997	968	1,029
22 静岡県	3,659	1,803	1,856
23 愛知県	7,537	3,770	3,767
24 三重県	1,791	874	917
25 滋賀県	1,412	697	715
26 京都府	2,591	1,238	1,353
27 大阪府	8,813	4,232	4,581
28 兵庫県	5,484	2,614	2,870
29 奈良県	1,339	631	708
30 和歌山県	935	440	495
31 鳥取県	560	268	293
32 島根県	680	328	352
33 岡山県	1,898	912	986
34 広島県	2,817	1,367	1,450
35 山口県	1,370	650	720
36 徳島県	736	351	385
37 香川県	962	466	496
38 愛媛県	1,352	639	713
39 高知県	706	333	373
40 福岡県	5,107	2,416	2,691
41 佐賀県	819	388	432
42 長崎県	1,341	631	710
43 熊本県	1,757	829	928
44 大分県	1,144	542	602
45 宮崎県	1,081	509	572
46 鹿児島県	1,614	758	856
47 沖縄県	1,448	712	736

「沖縄県推計人口(平成30年10月1日現在)」の総人口

(出典:沖縄県統計課)

(単位:人)

沖縄県 (保健所別)	総人口		
	男女計	男	女
沖 縄 県	1,448,101	712,065	736,036
北部医療圏/北部保健所	100,998	50,803	50,195
中部医療圏/中部保健所	505,963	248,283	257,680
南部医療圏	734,592	359,658	374,934
那覇市保健所	318,270	153,992	164,278
南部保健所	416,322	205,666	210,656
宮古医療圏/宮古保健所	52,456	25,934	26,522
八重山医療圏/八重山保健	54,092	27,387	26,705
1 名 護 市	62,372	30,982	31,390
2 国 頭 村	4,689	2,371	2,318
3 大 宜 味 村	2,963	1,544	1,419
4 東 村	1,643	900	743
5 今 帰 仁 村	9,349	4,747	4,602
6 本 部 町	13,197	6,708	6,489
7 伊 江 村	4,155	2,119	2,036
8 伊 平 屋 村	1,202	660	542
9 伊 是 名 村	1,428	772	656
10 宜 野 湾 市	97,207	47,254	49,953
11 沖 縄 市	141,102	68,508	72,594
12 う る ま 市	120,557	60,399	60,158
13 恩 納 村	10,843	5,512	5,331
14 宜 野 座 村	5,749	2,861	2,888
15 金 武 町	11,367	5,683	5,684
16 読 谷 村	39,548	19,477	20,071
17 嘉 手 納 町	13,587	6,579	7,008
18 北 谷 町	28,430	13,605	14,825
19 北 中 城 村	16,521	7,972	8,549
20 中 城 村	21,052	10,433	10,619
21 那 覇 市	318,270	153,992	164,278
22 浦 添 市	114,445	55,504	58,941
23 糸 満 市	60,093	30,251	29,842
24 豊 見 城 市	63,038	30,695	32,343
25 南 城 市	43,153	21,758	21,395
26 西 原 町	34,586	17,390	17,196
27 与 那 原 町	19,342	9,319	10,023
28 南 風 原 町	39,244	19,209	20,035
29 渡 嘉 敷 村	758	409	349
30 座 間 味 村	908	481	427
31 栗 国 村	718	416	302
32 渡 名 喜 村	417	271	146
33 南 大 東 村	1,307	757	550
34 北 大 東 村	633	389	244
35 久 米 島 町	7,399	3,921	3,478
36 八 重 瀬 町	30,281	14,896	15,385
37 宮 古 島 市	51,299	25,312	25,987
38 多 良 間 村	1,157	622	535
39 石 垣 市	47,860	23,901	23,959
40 竹 富 町	4,159	2,160	1,999
41 与 那 国 町	2,073	1,326	747